

電子申請により道営住宅入居申込みをされる方へ

申込者が多数の場合、抽選により当選者を決定します。申込書の記載内容に、漏れや誤りがあった場合は、抽選に当選しても取消しとなります。お申込前に、必ず別添の「応募の手引き」、「募集住宅案内書」及び下記事項をお読みになったうえでお申込みください。

1 応募される方の資格

- ① 入居しようとする世帯の全員に持ち家がなく、現に住宅に困窮されている方
- ② 入居しようとする世帯の収入が基準額以下であること。(基準額及び収入の算定方法は「募集案内書」をご確認ください)
- ③ 入居しようとする世帯の中に暴力団の構成員がいないこと。

2 お申し込みされる住宅について

上記1の応募資格のほか、お申し込みされる住宅ごとに、さらに要件が定められています。詳しい要件は募集案内書をご確認ください。

区 分	要 件
世帯向け住宅	同居する親族がいる方がお申し込みできます。
単身者向け住宅	同居者がいない単身の方がお申し込みできます。
特定目的住宅	高齢の方や、障がいをお持ちの方など、住宅ごとに定める一定の要件に該当する方だけがお申し込みできます。

3 お申し込み方法

- ① お申し込みは北海道電子自治体共同システムのホームページからアクセスしてください。
<https://www.harp.lg.jp/SpoJuminWeb/GuestPageHome>
- ② 携帯電話、スマートフォン等ではお申し込みできません。電子申請によるお申し込みの際の動作環境はこちらをご確認願います。
<https://www.harp.lg.jp/public/about.html>

↓電子申請によるお申し込みをされる前に必ずお読みください。↓

次のような場合は、「審査完了」のメールが着信していて、仮当選した場合であっても、当選取消しとなりますので注意してください。

1 抽選の際の玉数が実際よりも多かった。

- ① 「優遇措置対象項目」に該当しないにもかかわらず、チェックをつけてしまった場合は、当選取消しとなります。

優遇措置とは、「特に居住の安定を図る必要がある方」として、一般の世帯よりも抽選の際の玉数を増やすことにより当選率を引き上げる措置です。対象となる方の要件は別紙「特に居住の安定を図る必要がある方」をご覧ください。

- ② 「連続落選年数」について、実際の年数よりも多い年数を記載してしまった場合は、当選取消しとなります。

連続落選年数は、「連続して申込みをし、落選した年度数」に応じて抽選の際の玉数を増やすことにより当選率を引き上げる措置です。
持参により申込書を提出された方には、「抽選カード」を交付しますが、電子申請によるお申し込みの場合は、「抽選カード」の発行は行いません。「落選した年度数」はご自身で把握いただきますようお願いいたします。

2 希望した住戸の入居資格要件を欠いていた。

公募している住戸には、高齢者、障がい者、単身者など、特定の要件に該当する方だけがお申し込み出来る住戸があります。要件に該当しない方が仮当選した場合は当選取消しとなります。募集住戸一覧等に記載する入居資格要件をよくご確認ください。

3 複数の申し込みをした。

- ① 一回の公募において、同一の方が、複数のお申し込みをした場合は当選取消しとなります。
- ② 一回の公募において、同一世帯の世帯員が、各々でお申し込みした場合は当選取消しとなります。

特に居住の安定を図る必要がある方
(優遇措置対象項目：抽選の際、当選率の引き上げとなる方)

区 分	要 件
高 齢 者 等	[入居者の方が60才以上] 次のいずれかに該当する世帯構成（内縁関係にある配偶者を含む） ① すべての同居者が60才以上又は18才未満 ② 配偶者のみ ③ 配偶者と18才未満 ④ 同居者がいない（単身者）
	[入居者の方が60才未満] 次のいずれかに該当する世帯構成（内縁関係にある配偶者を含む） ① 60才以上の配偶者のみ ② 60才以上の配偶者と18才未満
海外引揚者	海外からの引揚者で、日本に帰国してから5年を経過していない方
障がい者等	次のいずれかの認定等級に該当する手帳等の所持者がいる世帯 (1) 身体障がい者手帳（1級から4級） (2) 精神障がい者保健福祉手帳（1級又は2級） (3) 療育手帳 (4) 戦傷病者手帳（特別項症第6項症まで、又は第1款症）
母子・父子世帯	現に扶養する20才未満の子と現に同居し、又は同居しようとする母子又は父子
子育て世帯	中学校就学前の子供が同居する世帯
大家族世帯	次のいずれかに該当する世帯 (1) 5人以上の世帯 (2) 4人世帯で18才未満の子が3名いる世帯
DV被害者	次のいずれかに該当する方（いずれも保護中の者を含む。） (1) 配偶者暴力防止等による一時保護又は保護が終了した日から5年以内 (2) 配偶者暴力防止等にもとづく裁判所の退去命令又は接近禁止命令が出されて5年以内 (3) 児童福祉法にもとづく母子生活支援施設での保護が終了してから5年以内
犯罪被害者	犯罪行為によって被害のあった日から5年以内の方で、次のいずれかに該当する方のいる世帯 (1) 犯罪の影響により収入が著しく減少し、現に居住し続けることが困難になった方 (2) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難になった方
新婚世帯※	入居者及び同居の配偶者の年齢が合計70才以下であり、かつ、婚姻の届出の日から2年以内の方
転入・移住世帯※	現在お住まいの市町村以外の市町村に所在する道営住宅（札幌市内の道営住宅は除きます）に入居申込をされる方
原子力事故被災者※	平成23年3月11日において、「支援対象地域」にお住まいの方で当該市町村長が証明する「居住実績証明書」をお持ちの方

※ 「新婚世帯」、「転入・移住世帯」、「原子力事故被災者」、に該当する方は申込書中、優遇措置対象項目の「その他」欄に、「新婚」、「新婚及び転入」等と記載願います。

申込書の送信前に必ずご確認ください

お申し込みいただく中で、特に誤りが多い事例です。誤りがあった場合、仮当選しても当選取消しとなりますので、十分ご注意願います。

1 誤りが多い優遇措置対象項目

区分	誤りが多い事例
高齢者等	「60歳以上の親と18歳以上（60歳未満）の子」のような場合は「高齢者等」には該当しません。
障がい者等	身体障がい者手帳（5級、6級及び7級）、精神障がい者保健福祉手帳（3級）の方は該当しません。
母子・父子	現に扶養する子が20歳以上の子のみの場合は、「母子・父子世帯」には該当しません。
転入・移住	札幌市内にある道営住宅へお申し込みされる場合は、現住所が札幌市外であっても該当しません。

2 「世帯向け住宅」と「単身者向け住宅」について

- ① 「単身者向け住宅」にお申し込み出来るのは、同居者のない単身者のみです。世帯人員が2人以上の世帯はお申し込みできません。
また、「世帯向け住宅」に同居者のない単身者はお申し込みできません。
- ② 「高齢者等世帯」や「障がい者等世帯」、「子育て世帯」など特定の要件に該当する世帯のみがお申し込みできる住宅もありますので、募集案内書等をよくお読みのうえ、ご希望住宅をお選びください。